

京都市告示第 129 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 7 月 18 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科勸修寺経 34号線	山科区勸修寺冷尻22番地の9地先から 同町24番地地先まで	旧	メートル 22.40	メートル 2.20 ~ 4.50
		新	17.70	0.91 ~ 5.03
太秦経160の 2号線	右京区太秦開日町15番地の1地先から 同町34番地の3地先まで	旧	28.10	2.85
		新	28.10	4.08 ~ 6.30
桂経133号線	西京区桂清水町33番地の3地先から 同町43番地の7地先まで	旧	32.40	0.50 ~ 1.10
		新	32.40	2.37 ~ 4.00

(建設局道路部道路明示課)